

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	許可の更新		
根拠法令及び条項	岐阜県使用済金属類営業に関する条例 第7条第1項		
所管部局課室係名	岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 営業係 (TEL：058-271-2424)		
審 査 基 準	関 係 条 項	岐阜県使用済金属類営業に関する条例 第7条第2項（許可の更新にかかる準用） 岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則 第5条（許可の申請） 第6条（使用済金属類の区分） 第7条（取引の申込みに係る通信手段）	
	基 準	岐阜県使用済金属類営業に関する条例第4条各号の欠格要件に該当しないなど岐阜県使用済金属類営業に関する条例を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可を更新する。	
	参 考 事 項	申請先 ○ 第3条第1項に規定する者 ・営業所（同時に2以上の営業所について申請書を提出する場合は当該2以上の営業所のうちいずれか1の営業所）の所在地を管轄する警察署の生活安全課 ○ 第3条第2項に規定する者 ・県内に行商の本拠となる事務所又は住居がある場合 当該事務所又は住居を管轄する警察署（当該警察署が2以上ある場合はいずれか1の警察署）の生活安全課 ・県内に行商の本拠となる事務所又は住居がない場合 行商をしようとする区域を管轄する警察署（当該警察署が2以上ある場合はいずれか1の警察署）の生活安全課	
	設定年月日等	平成25年10月1日設定 (年 月 日変更)	
標準処理期間	標準処理期間	総日数40日	
	内 訳	経由機関	日 ()
		協議機関	日 ()
		処分機関	日 ()
	設定年月日等	平成25年10月1日設定 (年 月 日変更)	
備 考			